

## 計量法に係る罰則規定強化について

平成 18 年 8 月  
知的基盤課

## 1. 意義・必要性

ダイオキシン類等の極微量物質の測定は国民の健康を守り、環境を保全するため、特に正確な計測・計量の確保が求められる。

しかしながら、平成 16 年 3 月、特定計量証明事業者が、発注者からの要請を受け、ダイオキシン測定値の改ざんを行った。経済産業省は、計量法に基づく報告徴収及び立入検査により事実を確認し、平成 17 年 1 月 25 日、計量法第 121 条の 5 の規定に基づき、特定計量証明事業の認定取消し処分を行った。併せて、全ての特定計量証明事業者に対し、公正かつ適正な特定計量証明事業を行うことを文書で要請した。

計量証明事業が国民の日常生活における適正な取引、環境の安全や人間の健康上の安心に貢献するためには、計量証明事業者の能力、業務に携わる従事者（技術者・管理者）の適正な判断力に加え、道徳的基盤が必要である。これらの必要性は、社会的理念として常に考慮されるべき内容であり、国際基準文書等にも明記されている。

計量証明に係る不正は、例えば、計量値の誤りにより商取引において損害が発生したり、有毒物質の濃度測定が生命・健康被害につながるなど、国民の安全・安心を損ねるおそれがあり、行政処分の強化や罰則を科すこと等により、不正防止を一層強く担保する必要がある。

そのため、計量証明事業者等が交付する証明書等に係る偽造及び偽造を求めると等を防止するため、罰則を強化したい。

## 2. 罰則強化の対象

(1) 計量法において、証明書を交付することができる者は計量証明事業者を含め以下のとおりであり、罰則を強化したい。

- ・計量証明事業者（第 110 条の 2、第 121 条の 3：特定計量証明事業の認定を受けた者を含む）
- ・計量士（法第 25 条：定期検査に代わる計量士による検査の結果、適合している旨を記載した証明書）
- ・経済産業大臣、日本電気計器検定所又は指定校正機関（第 136 条：特定標準器による校正等を行ったとき）
- ・特定標準器以外の計量器による校正等の登録事業者（第 144 条：計量器の校正等を行ったとき）

(2) 計量法において、規定に違反して標章、表示、標識を付した者は五十万円以下の罰金に処すると規定されている。対象は以下のとおりであり、罰則を一層強化したい。

標章

- ・計量証明事業者（第 110 条の 2、第 121 条の 3：特定計量証明事業の認定を受けた者を含む）
- ・経済産業大臣、日本電気計器検定所又は指定校正機関（第 136 条：特定標準器による校正等を行ったとき）
- ・特定標準器以外の計量器による校正等の登録事業者（第 144 条：計量器の校正等を行ったとき）

表示

- ・届出製造事業者又は届出修理事業者（第50条：有効期間のある特定計量器を修理した年を表示）
- ・届出製造事業者又は輸入事業者（第54条：家庭用特定計量器の表示）  
標識
- ・適正計量管理事業所（第130条：適正計量管理事業所の標識）

### 3. 罰則強化の内容

#### （考え方）

計量証明事業等による各種の証明書は事業としての成果物そのものであり、第三者に対して、大きな効力を持つこと。また、標章・表示・標識についても、それを付した場合又は掲げた場合に、その性能や能力が法によって担保されているものとみなされ、第三者に対しての証明に類する性質を持つと考えられることから、証明書等が偽造された場合には、第三者（国民）が直接に被害を被る可能性が高く、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科が適当と考えられる。

- （1）虚偽の証明書を交付した者（2.(1)）は、現行計量法には罰則はないが、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科することとしたい。
- （2）(1)について、何人も、証明書、検査記録、検査の結果に関し、虚偽又は誤解を生ぜしむべき記載をした文書を作成するよう求めたときは一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科することとしたい。
- （3）現行計量法は、2.(2)の標章、表示、標識について、何人も、計量法に規定する場合を除き、標章、表示、標識又はこれと紛らわしい標章、表示、標識を付してはならないとし、違反した者には現行五十万円以下の罰則を科すとされているが、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科することとしたい。  
加えて、2.(2)の者については、現行計量法において、証明書以外のものに標章又はこれと紛らわしい標章を付してはならないとされているが、現行計量法には罰則はない。これに違反した場合も同様に、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科することとしたい。
- （4）なお、以上の強化された罰則について、法177条の規定により、法人と従業者との両罰規定が適用されることとしたい。（現行計量法は、罰金に処する違反行為について、両罰規定を置いている。）
- （5）今後の予定  
不正事案を踏まえた以上のような対応が、法制度上どの程度可能か、関係部署と協議して、検討していく。